

社会福祉法人 堺あすなろ会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、理事長の就任・残任年齢期間、役員及び評議員等の報酬等に関する規程を定める。

(役員の種類)

第2条 この場合役員とは、理事・監事を指す。

(理事長の任期)

第3条 満75歳に達したとき、その残任期間終了後、再任はしない。

(理事の業務報酬等)

第4条 理事長の職にある者の報酬は月額200,000円とする。

ただし、週3日以上勤務実績を有す。

週2日以下の勤務実績の場合は、5万円+(業務日数×1万円)を支給するものとする。

2 前項に定める報酬のほか、通勤手当を支給する。支給額は給与規定に準ずる。

3 理事長が必要と認めた場合には、他の役員に業務を依頼することができる。

この場合は、別表1のとおり報酬を支給するものとし、交通費等の実費がある場合はその実費を支給する。

4 職員として給与を受けている場合には、業務報酬は支給しない。

(監事の業務報酬等)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2のとおり報酬及び実費弁償費を支給する。

(理事会及び評議員会出席についての出席報酬等)

第6条 役員が理事会に出席した場合は別表3のとおり報酬及び実費弁償費を支給する。

2 評議員が評議員会に出席した場合は別表3のとおり報酬及び実費弁償費を支給する。

3 交通費の実費が、別表の額を超える場合には、その実費とする。

4 役員及び評議員が、理事会及び評議員に出席し、同日に第4条及び第5条の規定により業務を行った場合は、この出席報酬等は支給しない。

5 施設の職員を兼務する場合は、この出席報酬等は支給しない。

(評議員選任・解任委員会出席についての出席報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任解任委員会に出席した場合は別表4のとおり報酬及び実費弁償費を支給する。

2 施設の職員を兼務する場合は、この出席報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第8条 理事の業務報酬等の支給日は毎月25日とし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。但し、その日が休日に当たる場合はその前日に支給する。

2 監事の業務報酬等及び理事会等への出席報酬等は、必要の都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(出張費等)

第8条 当法人の旅費規定に準じる。

別表1（理事業務報酬等）

| 名 称 | 報酬額 | 交通費 |
|---------|---------|-----|
| 理事業務報酬等 | 10,000円 | 実費 |

別表2（監事業務報酬等）

| 名 称 | 報酬額 | 実費弁償費 |
|------------------|---------|--------|
| 行政による指導監査立会報酬等 | 10,000円 | 2,000円 |
| 監事監査(事業・運営)業務報酬等 | 10,000円 | 2,000円 |
| 監事監査(財務諸表)業務報酬等 | 80,000円 | 2,000円 |

別表3（理事会及び評議員会出席報酬等）

| 名 称 | 報酬額 | 実費弁償費 |
|---------------|--------|--------|
| 理事会及び評議員会出席報酬 | 5,000円 | 2,000円 |

別表4（評議員選任解任委員会出席報酬等）

| 名 称 | 報酬額 | 実費弁償費 |
|----------------|--------|-------|
| 評議員選任解任委員会出席報酬 | 10,000 | — |

※上記報酬は、所得税控除後の金額とする。

附則 この規程は平成27年4月1日より施行する。
この規程は平成29年4月1日より施行する。
この規程は平成31年4月1日より施行する。
この規程は令和元年6月15日より施行する。